

福井県丹南広域組合の情報の公開に関する規則

令和5年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）の情報の公開について、福井県丹南広域組合情報公開条例(令和5年福井県丹南広域組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公文書の開示請求)

第3条 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示方法の区分

(2) その他福井県丹南広域組合管理者（以下「管理者」という。）が定める事項

2 条例第6条第1項に規定する請求書の提出は、福井県丹南広域組合公文書開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

(公文書の開示の決定の通知)

第4条 条例第7条第2項の規定による通知は、福井県丹南広域組合公文書開示決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、福井県丹南広域組合公文書開示決定期間延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第7条第4項の規定による通知は、福井県丹南広域組合公文書開示決定等期間特例延長通知書（様式第4号）により行うものとする。

(第三者の意見聴取)

第5条 条例第7条第6項の規定により、第三者の意見を聴こうとするときは、書面により行うものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、口頭又は開示するかどうかの判断に当たり必要な範囲で行うことができる。

(第三者への通知)

第6条 前条の規定により第三者から意見を聴取した場合において、当該請求に対する決定をしたときは、第三者関係公文書開示決定通知書（様式第5号）により当該第三者に通知するものとする。

(公文書の閲覧の方法及び写しの交付)

第7条 公文書を閲覧する者は、関係職員の指示に従うとともに、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを汚損し、破損し、又は改ざんしてはならない。

- 2 管理者は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、公文書の閲覧を中止させることができる。
- 3 公文書の写し（条例第8条第2項の規定による写しを含む。）の作成方法は、別に定める。
- 4 公文書の開示又は公文書の本人開示を実施する場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該公文書1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第8条 条例第8条第3項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 管理者が保有する機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物若しくはそれを複写した物の閲覧又は交付

(2) 管理者が保有する機器及びプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録又は当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取又は視聴

- 2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、当該複写した物の交付とすることができる。

（公文書の開示の日時及び場所の通知）

第9条 条例第8条第4項の規定による実施機関が定める日時及び場所についての通知は、第4条第1項に規定する通知書により行うものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第10条 条例第14条に規定する情報公開の総合的な推進は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 住民生活の利便性の向上に資すると認められる行政資料等の積極的な収集

(2) 次に掲げる方法による情報の提供

ア 組合のホームページへの掲載

イ 報道機関への情報提供

ウ その他適当と認められる方法によるもの

（写しの作成等の費用等）

第11条 条例第15条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別に定める。

- 2 条例第15条第2項に規定する写しの送付に要する費用の額は、別に定める送付の方法により、実際に要する料金等の額とする。

3 条例第15条第2項の規定により前納された費用は、返還しない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(検索資料)

第12条 条例第16条の規定による公文書の検索に必要な資料は、福井県丹南広域組合情報公開目録(以下「情報公開目録」という。)とする。

2 情報公開目録は、管理者が指定する場所に備え置くものとする。

(運用状況の公表)

第13条 条例第18条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を組合のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(1) 請求の件数

(2) 決定の件数

(3) 異議申立ての件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた事項

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

福井県丹南広域組合公文書開示請求書

福井県丹南広域組合管理者 様

請求者 住 所
 (所在地)
 ふりがな
 氏 名
 (法人等名称・
 代表者氏名)
 電話番号
 郵便番号

福井県丹南広域組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

該当する事項について□内にレ点を記入してください。

(1) 請求する公文書の件名又は内容		請求する公文書が特定できるよう、その概要を具体的に記入してください。	
(2) 開示方法の区分		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴	
組 合 記 入 欄	整 理 番 号		
	主 管 課		電話(- -) 内線電話
	備 考	<input type="checkbox"/> 写しの送付希望(公文書の本人開示請求の場合は原則不可) 請求者が法人等であるときは、担当者の氏名、連絡先、電話番号を記入してください。	

福井県丹南広域組合情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915 - 0096 福井県丹南広域組合 課

電話番号 0778- -

課

実施機関の主管課

福井県丹南広域組合公文書開示決定通知書

様

福井県丹南広域組合管理者



年 月 日に請求のありました公文書の開示については、次のとおり決定しましたので通知します。

公文書の件名又は内容		
決 定 の 区 分		<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示
開 示	日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
	場 所	にお越してください。
全 部 又 は 一 部 の 不 開 示	開示しないことと決定した部分	<input type="checkbox"/> 全部 () <input type="checkbox"/> 一部→ ()
	開示しない理由	
	開示が可能になる期日	年 月 日
主 管 課	福井県丹南広域組合 電話 (- -)	
備 考		

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書を提出してください。
 2 「開示が可能になる期日」欄は、当該開示をすることができない理由がなくなる時期を、あらかじめ明らかにすることができるときだけ記入してあります。その時点で開示を希望する場合は、その日以降に改めて請求してください。
 3 指定された開示の日時に来庁できないとき、及びこの決定に対するお問い合わせ等は、上記の主管課係に直接お願いします。
 4 福井県丹南広域組合情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915 - 0096 福井県丹南広域組合 課 電話番号 0778- -

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県丹南広域組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県丹南広域組合を被告として（訴訟において福井県丹南広域組合を代表する者は福井県丹南広域組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

福井県丹南広域組合公文書開示決定期間延長通知書

様

福井県丹南広域組合管理者



年 月 日に請求のありました公文書の開示については、次の理由により、福井県丹南広域組合情報公開条例第7条第1項に規定する期間内に、同項の決定をすることができないため、次のとおり通知します。なお、当該請求に係る決定を行ったときは、速やかに書面で通知します。

公文書の件名又は内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
主管課	福井県丹南広域組合 電話 (-)
備考	

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課に直接お願いします。
2 福井県丹南広域組合情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒915 - 0096 福井県丹南広域組合 課
電話番号 電話番号 0778- -

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

福井県丹南広域組合公文書開示決定等期間特例延長通知書

様

(実施機関名)



年 月 日に請求のありました公文書の開示については、福井県丹南広域組合情報公開条例第7条第4項に規定する期間内に、同項の決定をすることができないため、決定する期間を延長しましたので通知します。

公文書の件名又は内容	
福井県丹南広域組合情報公開条例第7条第3項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記請求のうち、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
条例第7条第4項を適用する理由(特例延長の理由)	
主 管 課	福井県丹南広域組合 電話 (- -)
備 考	

第 号
年 月 日

第三者関係公文書開示決定通知書

様

福井県丹南広域組合管理者



年 月 日付け 第 号で照会し、御意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている公文書の開示について、次のとおり決定しましたので通知します。

公文書の件名又は内容		
決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示	
	(理由)	
開示の年月日	年 月 日	
主管課	福井県丹南広域組合 電話 (- -)	
備考		整理番号

- (注) 1 この通知に対するお問い合わせ等は、上記の主管課に直接お願いします。
 2 福井県丹南広域組合情報公開制度に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
 〒915 - 0096 福井県丹南広域組合 課
 電話番号 0778- -